

○総務省令第四十六号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月六日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)
 第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	様式
(一) 災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書(法第七十二条の二十五第二項(同条第六項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(法第七十二条の二十五第七項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請書)	[略]
(二) 申告書の提出期限の延長の処分等の承認等の申請書(法第七十二条の二十五第三項及び第五項(これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)並びに政令第二十四条の四第一項(政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による承認等の申請書)	[略]
(三) [略]	[略]

第六号様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

様式別紙二挿入

第六号様式(入力用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

様式別紙四挿入

第6号様式記載要領

[1 略]

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

[3～8 略]

改正前

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)
 第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	様式
(一) 災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書(法第七十二条の二十五第二項(法第七十二条の二十五第六項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)及び第四項(法第七十二条の二十五第七項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による承認の申請書)	[同上]
(二) 申告書の提出期限の延長の処分等の承認申請書(法第七十二条の二十五第三項及び第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合及び第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による承認の申請書)	[同上]
(三) [同上]	[同上]

第六号様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

様式別紙三挿入

第六号様式(入力用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

様式別紙三挿入

第6号様式記載要領

[1 同左]

2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付すること。

[3～8 同左]

17	地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑨」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「 <u>収入金額⑨</u> 」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
18	地方法人特別税の「⑨のうち見込納付額⑩」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
19	事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（ <u>法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)</u> ）⑩」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「 <u>仮計(41)</u> 」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
20	「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑩」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
21	還付請求の「 <u>中間納付額⑩</u> 」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。 【割る】
22	【略】
23	【略】
24	【略】
第六号様式別表1	（田塚日本工業規格△4・γユ1イロ）（第三三・第十条(3)（四）送） 【様式 留】
第六号様式別表1	（入力用）（用紙日本工業規格△4・セビ1イロ）（第三三・第十条(3)（四）送） 【様式 留】
第6号様式別表1記載要領	【1～4 略】
5	「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「 <u>当期分(44)</u> 」欄の「 <u>当期発生額②</u> 」の欄の金額（ <u>連結地方法人税個別帰属額を除く。</u> ）に、所得税額の控除額の個別帰属額（ <u>法人税の明細書（別表6の2(1)の(22)の欄の金額）</u> ）、外国税額の控除額の個別帰属額（ <u>法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額</u> ）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額

17	地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑩」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「 <u>収入金額⑩</u> 」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
18	地方法人特別税の「⑩のうち見込納付額⑪」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
19	事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（ <u>法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)</u> ）⑪」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「 <u>仮計(42)</u> 」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
20	「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑪」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
21	還付請求の「 <u>中間納付額⑪</u> 」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
22	還付請求の「 <u>利子割額⑩</u> 」の欄は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）の規定による改正前の政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
23	【同左】
24	【同左】
25	【同左】
第六号様式別表1	（田塚日本工業規格△4・γユ1イロ）（第三三・第十条(3)（四）送） 【様式 留】
第六号様式別表1	（入力用）（用紙日本工業規格△4・セビ1イロ）（第三三・第十条(3)（四）送） 【様式 留】
第6号様式別表1記載要領	【1～4 同左】
5	「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「 <u>当期分(45)</u> 」欄の「 <u>当期発生額②</u> 」の欄の金額（ <u>連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。</u> ）に、所得税額の控除額の個別帰属額（ <u>法人税の明細書（別表6の2(1)付表）の(31)の欄の金額</u> ）、外国税額の控除額の個別帰属額（ <u>法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額</u> ）及び連結欠

<p>の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。</p> <p>また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)までの「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>[6～8 略]</p>	<p>損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。</p> <p>また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)までの「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>[6～8 同左]</p>
<p>第六号様式別表1の2（提出用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式別紙六 挿入〕</p> <p>第六号様式別表1の2（入力用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式別紙八 挿入〕</p> <p>〔様式別紙九 挿入〕</p> <p>第六号様式別表1の2記載要領 略]</p> <p>第六号様式別表1の3（田畑日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式別紙七 挿入〕</p> <p>第六号様式別表1の3記載要領 同左]</p> <p>第六号様式別表1の3（田畑日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式別紙七 挿入〕</p> <p>第六号様式別表2の3記載要領</p>	<p>第六号様式別表1の2（提出用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式別紙五 挿入〕</p> <p>第六号様式別表1の2（入力用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式別紙五 挿入〕</p> <p>第六号様式別表1の2記載要領 同左]</p> <p>第六号様式別表1の3（田畑日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式別紙七 挿入〕</p> <p>第六号様式別表1の3記載要領 同左]</p> <p>第六号様式別表1の3（田畑日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式別紙七 挿入〕</p> <p>第六号様式別表2の3記載要領</p>
<p>第六号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の前9年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の前9年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該連結事業年度又は連結事業年度開始の前9年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>第六号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の前9年以内に開始した事業年度において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該連結事業年度又は連結事業年度開始の前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同法第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>[2～4 同左]</p>
<p>第六号様式別表五（提出用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第五条関係）</p> <p>〔様式別紙十 挿入〕</p> <p>第六号様式別表五（入力用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第五条関係）</p> <p>〔様式別紙十一 挿入〕</p>	<p>第六号様式別表五（提出用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第五条関係）</p> <p>〔様式別紙九 挿入〕</p> <p>第六号様式別表五（入力用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第五条関係）</p> <p>〔様式別紙十一 挿入〕</p>

第6号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

〔2・3 略〕

4 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(41)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

6 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

〔7 略〕

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本工業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別表十四 挿入〕

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本工業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 留〕

第6号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

〔2・3 同左〕

4 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5 「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

6 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

〔7 同左〕

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本工業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別表十三 挿入〕

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本工業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式 留〕

第6号様式別表5の2記載要領

【1・2 略】

3 「単年度損益⑤」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑨)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩-別表10⑨)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(別表5⑩-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表11⑫)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の(32)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(40)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

【6】 略】

(7) 第6号様式別表5の⑩から⑭までの各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

【4 略】

第六号様式別表五の二の二(提出用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別表十六挿入〕

第六号様式別表五の二の二(入力用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式 略〕

〔第6号様式別表5の2の2記載要領 略〕

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別表十六挿入〕

第六号様式別表五の二の三(入力用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式 略〕

第6号様式別表5の2の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで若しくは平成28年改正法附則第

第6号様式別表5の2記載要領

【1・2 同左】

3 「単年度損益⑤」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑨)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表10⑨)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩-別表11⑫)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の(32)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

【6】 同左】

(7) 第6号様式別表5の⑩から⑭までの各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

【4 同左】

第六号様式別表五の二の二(提出用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別表十五挿入〕

第六号様式別表五の二の二(入力用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式 同左〕

〔第6号様式別表5の2の2記載要領 同左〕

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別表十七挿入〕

第六号様式別表五の二の三(入力用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式 同左〕

第6号様式別表5の2の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで若しくは平成28年改正法附則第

5条第11項又は政令第20条の2の25の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる
資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2 略]

3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員
数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事
業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に
係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たな
い端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、
「期末の総従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額
課税事業以外の事業に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と
当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第2号に掲げる事業
をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度
の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。
）とを合計した数を記載すること。

〔1〕～〔3〕 略]

[4～8 略]

様式別表5の6記載要領 (様式別表5の6記載要領)

〔様式別表5の6記載要領〕

第6号様式別表5の6記載要領

[1 略]

2 租税特別措置法施行令第27条の12の5第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第
4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第39条の47第11項第1号に掲げる場合に該
当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等
支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と
記載すること。

3 「基準雇用者給与等支給額⑩」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑩×⑩」とあるの
は「 $\frac{\text{⑩} \times \text{⑩} \times 70}{100}$ 」として計算した金額を記載すること。

(1) 租税特別措置法第42条の12の5第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（租税特別
措置法施行令第27条の12の5第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法
第68条の15の6第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（同令第39条の47第11項各号
に掲げる場合に該当する場合を除く。）

(2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項
第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同令第39条の47第11項第2号に掲げる
場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領
において同じ。）にあつては、租税特別措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用
者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額⑨」の

5条第14項又は政令第20条の2の25の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる
資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2 同左]

3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員
数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事
業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に
係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たな
い端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、
「期末の総従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額
課税事業以外の事業に係る従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と
当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2
号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員の数を合計した数
を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これ
を1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔1〕～〔3〕 同左]

[4～8 同左]

様式別表5の6記載要領 (様式別表5の6記載要領)

〔様式別表5の6記載要領〕

第6号様式別表5の6記載要領

[1 同左]

2 租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第
4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第39条の46第11項第1号に掲げる場合に該
当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等
支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と
記載すること。

3 「基準雇用者給与等支給額⑩」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑩×⑩」とあるの
は「 $\frac{\text{⑩} \times \text{⑩} \times 70}{100}$ 」として計算した金額を記載すること。

(1) 租税特別措置法第42条の12の4第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（租税特別
措置法施行令第27条の12の4第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法
第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（同令第39条の46第11項各号
に掲げる場合に該当する場合を除く。）

(2) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項
第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同令第39条の46第11項第2号に掲げる
場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領
において同じ。）にあつては、租税特別措置法施行令第39条の46第14項に規定する継続雇用
者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額⑨」の

「適用年度(4)」の欄には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額」の「前事業年度又は前連結事業年度(0)」の欄には「0」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令第27条の12の5第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額」の「適用年度(4)」及び「月別支給対象者の合計数」の「適用年度(4)」の各欄には「1」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数」の「前事業年度又は前連結事業年度(0)」の欄には「1」と記載すること。

5 「①のうち所得等課税事業に係る額」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。

6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 略】

株式会社東京海上保安（東京都港区）（東京都港区）

株式会社東京海上保安（東京都港区）

第6号様式別表5の7記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第7項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式の申告書に添付すること。

2 「新税率」の欄は、控除を受けようとする事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率による

「適用年度(4)」の欄には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額」の「前事業年度又は前連結事業年度(0)」の欄には「0」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令第27条の12の4第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額」の「適用年度(4)」及び「月別支給対象者の合計数」の「適用年度(4)」の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数」の「前事業年度又は前連結事業年度(0)」の欄には「1」と記載すること。

5 「①のうち所得等課税事業に係る額」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。

6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 同左】

株式会社東京海上保安（東京都港区）（東京都港区）

株式会社東京海上保安（東京都港区）

第6号様式別表5の7記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第5項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式の申告書に添付すること。

2 「新税率」の欄は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人又は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあつては、それぞれ当該事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

こと。

3 「旧税率」の欄は、平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

第六号様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式別表一四 挿入〕

〔第6号様式別表6記載要領 略〕

第六号様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式別表一四 挿入〕

第6号様式別表8記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

第六号様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式別表一四 挿入〕

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

〔2 略〕

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式②」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。

4 「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

3 「旧税率」の欄は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあつては、平成27年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあつては、平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

第六号様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式別表一三 挿入〕

〔第6号様式別表6記載要領 同左〕

第六号様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式別表一三 挿入〕

第6号様式別表8記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

第六号様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式別表一三 挿入〕

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

〔2 同左〕

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式②」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。

4 「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。

以下この記載要領において同じ。)に該当しない事業年度にあつては「55、60又は100」を抹消し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、J及び「60又は100」を抹消し、平成29年4月1日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、J及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあつては「50、55、60又は」を抹消すること。

【(1)～(4) 略】

5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金⑨」の欄に記載に当たつては、次によること。

【(1)・(2) 略】

③ 当該事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。)において生じた欠損金額につき同法第80条又は第144条の13の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額を含めた金額を記載すること。

【別掲】

第六号様式別表十一(田塚日本工業株式会社) (第五号関連送)

【第七号様式別表十三(準入)】

【第六号様式別表11記載要領 略】

第六号様式別表十一(田塚日本工業株式会社) (第五号関連送)

【継承 送】

第六号様式別表12記載要領

【1～4 略】

5 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含む。)若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第106号)第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含む。)に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

【6 略】

第六号様式別表十三(田塚日本工業株式会社) (第五号関連送)

【継承 送】

第六号様式別表13記載要領

以下この記載要領において同じ。)に該当しない事業年度にあつては「55、60、65又は100」を抹消し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、J及び「60、65又は100」を抹消し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、J及び「65又は100」を抹消し、平成28年4月1日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、60、J及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあつては「50、55、60、65又は」を抹消すること。

【(1)～(4) 同左】

5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金⑨」の欄に記載に当たつては、次によること。

【(1)・(2) 同左】

【新設】

⑥ 「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなつた事業年度において記載するものであること。

第六号様式別表十一(田塚日本工業株式会社) (第五号関連送)

【第七号様式別表十三(準入)】

【第六号様式別表11記載要領 同左】

第六号様式別表十一(田塚日本工業株式会社) (第五号関連送)

【継承 送】

第六号様式別表12記載要領

【1～4 同左】

5 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号(同条第11項において準用する場合を含む。)に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

【6 同左】

第六号様式別表十三(田塚日本工業株式会社) (第五号関連送)

【継承 送】

第六号様式別表13記載要領

この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

第六号様式別表十三の二（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 別紙三十一 挿入〕

〔第六号様式別表13の2記載要領 略〕

第六号の二様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 別紙三十二 挿入〕

第六号の二様式（入力用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

〔第六号の二様式記載要領 略〕

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その一） 略〕

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その二） 略〕

第七号の二様式記載要領

〔1・2 略〕

3（その1）の記載に当たっては、次によること。

〔(1) 略〕

(2) 「道府県民税の控除限度額⑨」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

〔(3)・(4) 略〕

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

〔(1) 略〕

(2) 「道府県民税の控除限度額⑨」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

第六号様式別表十三の二（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 別紙三十一 挿入〕

〔第六号様式別表13の2記載要領 同左〕

第六号の二様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 別紙三十二 挿入〕

第六号の二様式（入力用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 同上〕

〔第六号の二様式記載要領 同左〕

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その一） 同上〕

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その二） 同上〕

第七号の二様式記載要領

〔1・2 同左〕

3（その1）の記載に当たっては、次によること。

〔(1) 同左〕

(2) 「道府県民税の控除限度額⑨」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6（5の2））の(12)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の⑨又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

〔(3)・(4) 同左〕

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

〔(1) 同左〕

(2) 「道府県民税の控除限度額⑨」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6（5の2））の(12)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の⑨又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

【(4)～(6) 略】

第七号の二様式別表一（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

【第七号の二様式別表一 挿入】

【第七号の二様式別表一 記載要領 略】

第七号の二様式別表三（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

【第七号の二様式別表三 挿入】

第七号の二様式別表三 記載要領

【1～3 略】

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【5～8 略】

第七号の二様式別表四（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

【第七号の二様式別表四 挿入】

第七号の二様式別表四 記載要領

【1～3 略】

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【5・6 略】

第七号の二様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

【第七号の二様式別表五 挿入】

2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6（5の2））の(12)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の(9)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

【(4)～(6) 同左】

第七号の二様式別表一（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

【第七号の二様式別表一 挿入】

【第七号の二様式別表一 記載要領 同左】

第七号の二様式別表三（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

【第七号の二様式別表三 挿入】

第七号の二様式別表三 記載要領

【1～3 同左】

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6（5の2））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【5～8 同左】

第七号の二様式別表四（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

【第七号の二様式別表四 挿入】

第七号の二様式別表四 記載要領

【1～3 同左】

4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6（5の2））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2の2）付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【5・6 同左】

第七号の二様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

【第七号の二様式別表五 挿入】

第七号の二様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十四 挿入〕

第七号の二様式別表5記載要領

[1・2 略]

3（その1）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 略]

(2) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔3〕 略]

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 略]

(2) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔3〕 略]

第七号の二様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十六 挿入〕

第七号の二様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十七 挿入〕

第七号の二様式別表6記載要領

[1・2 略]

3（その1）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 略]

(2) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十三 挿入〕

第七号の二様式別表5記載要領

[1・2 同左]

3（その1）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 同左]

(2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6(5の2)）の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2の2)付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔3〕 同左]

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 同左]

(2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6(5の2)）の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2の2)付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔3〕 同左]

第七号の二様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十五 挿入〕

第七号の二様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十六 挿入〕

第七号の二様式別表6記載要領

[1・2 同左]

3（その1）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 同左]

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6(5の2)）の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2の2)付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 略]

(2) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44) (監製様式様式6・様式60・様式61・様式62)

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44)

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44)

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44) (様式6・様式60・様式61・様式62)

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44)

第13号の2様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれ次に定める日まで、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。))において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。)又は同法第75条の2第2項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定による同法第75条の2第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分(同条第8項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。)があつた場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があつた日の属する事業年度終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第5項(同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があつた場合 当該変更の処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 同左]

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(5の2))の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2の2)付表)の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44) (監製様式様式6・様式60・様式61・様式62)

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44)

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44)

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44) (様式6・様式60・様式61・様式62)

様式第31号様式(田塚ロキ工業様式44)

第13号の2様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれに定める日まで、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第75条の2第6項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。) 当該申告書の提出期限の延長の処分があつた日の属する事業年度終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があつた場合 当該変更の処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

(3) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第2項の規定による同条第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(3)において「指定等の処分」という。）があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から7日以内

(4) 略

[2～4 略]

5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容及び内容に於いて「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と読み替えて該当する口に印を付すこと。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長を申請する場合（2）に掲げる場合を除く。） 当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで

(2) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人、以下この記載要領において同じ。）の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算について定時総会が招集されない常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(3) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。） 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内

(4) 同左

[2～4 同左]

5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中三段書きとなっている箇所については、届出の内容によつて不要文字を抹消すること。ただし、1(2)の場合においては連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、1(3)の場合においては連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字を抹消すること。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に記載し、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合に於ては当該延長を受けようとする事業年度終了の日までに、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合に於ては当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

(3) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合(4)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(4) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(5) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(6) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(7) (3)又は(5)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで

(8) (4)又は(6)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の1は、申請の内容に於いていずれか該当する口にシ印を付すこと。この場合において、指定を受けた場合には、延長期間の月数を「()月間」内に、指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を1月間(連結申告法人にあっては2月間)としたい場合には、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前()月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたい場合には、変更する前の延長期間を「変更前()月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後()月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号に係る場合は、()内には「2」から「4」まで(連結申告法人にあっては「3」又は「4」)の数字を記載すること。

8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の2は、6(1)から(8)までに掲げる事由が生じたこととなった理由を簡明に記載すること。

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の1は、「指定を要しない場合」と「指定を要する場合」のいずれか必要な文字を抹消すること。この場合において、「指定を要する場合」の欄には指定を受けようとする延長期間の月数を()内に記入すること。

8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の2は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法

9 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の3は、申請の内容に応じていずれか該当する□にシ印を付すこと。

10 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の4は、この申請書に添付したものにに応じて該当する□にシ印を付すこと。

11 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 6の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（連結子法人に限る。）

様十回ハ様式 (田集ロキハ様式アチ) (線川米・線田米シ田隠迷)

〔様式 望〕

第14号様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（11の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに②の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合 当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第7項（同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の2第7項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

〔2～6 略〕

7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

〔1〕～〔3〕 略〕

人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となつている常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となつている常況を記載すること。

〔新設〕

〔新設〕

9 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

〔1〕・〔2〕 同左〕

(3) 6の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限る。）

様十回ハ様式 (田集ロキハ様式アチ) (線川米・線田米シ田隠迷)

〔様式 匡チ〕

第14号様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（11の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに②の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第3項（同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合 当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

〔2～6 同左〕

7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

〔1〕～〔3〕 同左〕

する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前9年以内に開始した連結事業年度(同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。)において生じた控除対象個別帰属選付税額(法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属選付税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

[2～4 略]

第二十号の二様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・紫色) (第十条関係)

〔様式別紙五十八 挿入〕

第二十号の二様式(入力用) (用紙日本工業規格A4・紫色) (第十条関係)

〔様式 留〕

〔第20号の2様式記載要領 略〕

第二十号の四様式(用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

〔様式 留〕

第20号の4様式記載要領

[1～3 略]

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6の2)の(16)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

[5・6 略]

第二十号の四様式別表1(用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

〔様式別紙六十 挿入〕

〔第20号の4様式別表1記載要領 略〕

第二十号の四様式別表三(用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

〔様式別紙六十一 挿入〕

第20号の4様式別表3記載要領

[1～3 略]

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

当該事業年度又は連結事業年度開始の前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属選付税額(同法第15項に規定する控除対象個別帰属選付税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

[2～4 同左]

第二十号の二様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・紫色) (第十条関係)

〔様式別紙五十七 挿入〕

第二十号の二様式(入力用) (用紙日本工業規格A4・紫色) (第十条関係)

〔様式 留〕

〔第20号の2様式記載要領 同左〕

第二十号の四様式(用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

〔様式 留〕

第20号の4様式記載要領

[1～3 同左]

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6の2)の(16)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(12)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(9)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

[5・6 同左]

第二十号の四様式別表1(用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

〔様式別紙五十九 挿入〕

〔第20号の4様式別表1記載要領 同左〕

第二十号の四様式別表三(用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

〔様式別紙六十一 挿入〕

第20号の4様式別表3記載要領

[1～3 同左]

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

<p>[5～8 略]</p> <p>第二十号の四様式別表四（用紙日本工業規格A4）（第十条関係） <u>様式別表六十四 挿入</u>] 第20号の4様式別表4記載要領 [1～3 略]</p> <p>4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>[5・6 略]</p> <p>第二十号の四様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第十条関係） <u>様式別表六十六 挿入</u>] 第20号の4様式別表5記載要領 [1～3 略]</p> <p>4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>[5 略]</p> <p>第二十号の四様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第十条関係） <u>様式別表六十八 挿入</u>] 第20号の4様式別表6記載要領 [1～3 略]</p> <p>4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>[5～8 同左]</p> <p>第二十号の四様式別表四（用紙日本工業規格A4）（第十条関係） <u>様式別表六十三 挿入</u>] 第20号の4様式別表4記載要領 [1～3 同左]</p> <p>4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6（5の2））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>[5・6 同左]</p> <p>第二十号の四様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第十条関係） <u>様式別表六十五 挿入</u>] 第20号の4様式別表5記載要領 [1～3 同左]</p> <p>4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6（5の2））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>[5 同左]</p> <p>第二十号の四様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第十条関係） <u>様式別表六十九 挿入</u>] 第20号の4様式別表6記載要領 [1～3 同左]</p> <p>4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6（5の2））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。</p>
--	---

備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記いぬ。



附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表六の表の改正規定は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

2 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

「一・二 略」

三 第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に一条を加える改正規定、第二条の二、第二条の三第三項、第二条の三の三第十項ただし書、第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第七項ただし書及び第八項の改正規定並びに次条第一項及び附則第十一条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「第三十五条の四の二」を「第三十五条の四の二第三項」に改める部分に限る。）に限る。） 平成三十年一月一日

「四・五 略」

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第三項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（次条第一項において「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に平成二十九年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

「2～4 略」

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十五条の六の二第一項及び第二項、第十六条の二第二項並びに」を「第十五条の六の二第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項（第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、」に改め、「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」の下に、「第十五条の九の

改正前

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

「一・二 同上」

三 第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に一条を加える改正規定、第二条の二、第二条の三第三項、第二条の三の三第十項ただし書、第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第七項ただし書及び第八項の改正規定並びに次条第一項及び附則第十一条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二第三項」に改める部分に限る。）に限る。） 平成三十年一月一日

「四・五 同上」

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第三項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（次条第一項において「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に平成二十九年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

「2～4 同上」

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十五条の六の二第一項及び第二項、第十六条の二第二項並びに」を「第十五条の六の二第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項（第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、」に改め、「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」の下に、「第十五条の九の

二第二項及び第六項」を加え、別表地方税法施行令の項中「第二十四条の四第一項、第三項及び第四項」を「第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項」に、「第三十五条の四の二」を「第三十五条の四の二第三項」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第六項」に、「第七項まで」を「第六項まで及び第九項」に、「第十条の二第二項」を「第十条の二第三項」に改める。

二第二項及び第六項」を加え、別表地方税法施行令の項中「第二十四条の四第一項、第三項及び第四項」を「第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項」に、「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二第三項」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第六項」に、「第七項まで」を「第六項まで及び第九項」に、「第十条の二第二項」を「第十条の二第三項」に改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

Header information table including '発信年月日' (Transmission Date), '整理番号' (Order Number), '事務所' (Office), '区分' (Division), '管理番号' (Management Number), and '申告区分' (Reporting Division).

Main header section containing '受付印' (Receipt Stamp), '平成 年 月 日' (Heisei Year, Month, Day), '法人番号' (Corporate Number), 'この申告の基礎' (Basis of this report), '申告年月日' (Reporting Year, Month, Day), '所在地' (Location), '事業種目' (Business Type), '期末現在の資本金の額' (End-of-period capital amount), '法人名' (Corporate Name), '代表者' (Representative), and '申告書' (Report).

事業税

Table for '事業税' (Business Tax) with columns for '摘要' (Summary), '課税標準' (Tax Standard), '税率' (Tax Rate), '税額' (Tax Amount), and '備考' (Remarks). Rows include '所得金額総額' (Total Income), '付加価値額' (Value Added), '資本割' (Capital Allocation), '収入割' (Income Allocation), and '均等割' (Equalization Allocation).

地方法人特別税

Table for '地方法人特別税' (Local Corporate Special Tax) with columns for '摘要' (Summary), '課税標準' (Tax Standard), '税率' (Tax Rate), '税額' (Tax Amount), and '備考' (Remarks). Rows include '所得割' (Income Allocation), '資本割' (Capital Allocation), and '均等割' (Equalization Allocation).

Table for '所得金額の計算の内訳' (Breakdown of Income Calculation) with columns for '摘要' (Summary), '課税標準' (Tax Standard), '税率' (Tax Rate), '税額' (Tax Amount), and '備考' (Remarks). Rows include '所得金額' (Income Amount), '加算' (Addition), '減算' (Deduction), and '仮計' (Provisional Calculation).

Table for '法人税の所得金額' (Corporate Tax Income) with columns for '摘要' (Summary), '課税標準' (Tax Standard), '税率' (Tax Rate), '税額' (Tax Amount), and '備考' (Remarks). Rows include '法人税の所得金額' (Corporate Tax Income), '決算確定の日' (Date of Final Accounting), and '解散の日' (Date of Liquidation).

Table for '申告書の種類' (Type of Report) with columns for '青色・その他' (Green/Other) and '備考' (Remarks). Rows include '申告書の種類' (Type of Report) and 'この申告が中間申告の場合の計算期間' (Calculation Period for Intermediate Report).

道府県民税

署名押印

電話

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	37

申告基礎	00					38	申告年月日	43
							年 月 日	

12	B	期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)	91
----	---	---------------------------------------	----

12	B	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	92
		期末現在の資本金等の額	93

44	事業年度又は連結事業年度	49	50	55

12	B	33			
		34			000
		35			000
		36			000
		37			000
		38			000
		39			
		40			000
		41			
		42			000
		43			
		44			000

12	B	80			00
		81			00
		82			00
		83			00
		84			00

85					00
----	--	--	--	--	----

86					00
----	--	--	--	--	----

87					00
45					00

47					
----	--	--	--	--	--

49					00
----	--	--	--	--	----

51					00
----	--	--	--	--	----

53					00
----	--	--	--	--	----

55					00
57					

58					00
59					00

61					
63					
65					

88					00
----	--	--	--	--	----

89					00
----	--	--	--	--	----

60					00
----	--	--	--	--	----

62					00
----	--	--	--	--	----

64					00
----	--	--	--	--	----

66					
----	--	--	--	--	--

67					
----	--	--	--	--	--

68					
----	--	--	--	--	--

69					
----	--	--	--	--	--

70					
----	--	--	--	--	--

71					
----	--	--	--	--	--

72					
----	--	--	--	--	--

73					
----	--	--	--	--	--

74					
----	--	--	--	--	--

75					
----	--	--	--	--	--

56	予備	90
----	----	----

12	B	使途秘匿金税額等	91
----	---	----------	----

01			
----	--	--	--

02			
----	--	--	--

03			
----	--	--	--

04			
----	--	--	--

05			000
----	--	--	-----

06			000
----	--	--	-----

07			
----	--	--	--

08			
----	--	--	--

09			
----	--	--	--

10			
----	--	--	--

11			
----	--	--	--

12			00
----	--	--	----

13			00
----	--	--	----

14			
----	--	--	--

15			00
----	--	--	----

16			00
----	--	--	----

17			
----	--	--	--

18			00
----	--	--	----

19			00
----	--	--	----

20			00
----	--	--	----

21			00
----	--	--	----

22			
----	--	--	--

23			
----	--	--	--

24			000
----	--	--	-----

25			
----	--	--	--

26			000
----	--	--	-----

27			
----	--	--	--

28			
----	--	--	--

29			
----	--	--	--

30			
----	--	--	--

31			
----	--	--	--

32			
----	--	--	--

76			
----	--	--	--

77			
----	--	--	--

78			
----	--	--	--

79			
----	--	--	--

12	B	94	分割基準	分割県数
		95		
住民税	総数	96		
	本県分	97		
	東京都市町村分	98		
事業税	1	総数	99	
		本県分	100	
	2	総数	101	
		本県分	102	
	3	総数	103	
		本県分	104	

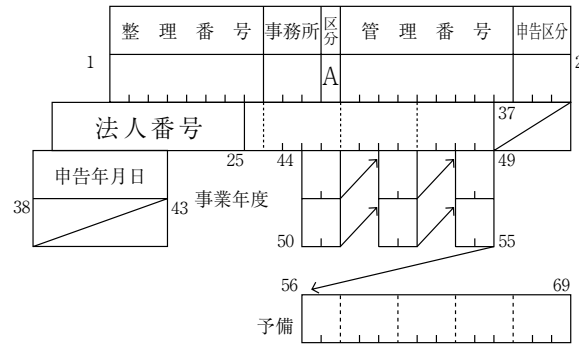
売上高	総数	104		
	軌道又は	105		
	鉄道			

法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額収入金額課税された事業に係る所得金額又は個別所得金額

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事 年	業 度	平成 平成	年	月	日から 日まで

外国法人の法人税割額に関する計算書

	法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算（イ）					法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算（ロ）				
	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①									
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②									
還付法人税額等の控除額	③									
課税標準となる法人税額 $(①+②-③)$	④									
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑤									
法人税額割 $(④又は⑤ \times \frac{1}{100})$	⑥									
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑦									
外国の法人税等の額の控除額	⑧									
差引法人税割額 $(⑥-⑦-⑧)$	⑨									
計						$(⑨(イ) + (ロ))$	⑩			



〔第六号様式別表五（入力用）〕

（用紙日本工業規格A4・セピア色）

（第五条関係）

別紙十二

12

B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				

法人名	法人番号	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		事年	業度	平成	年	月	日から
							日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3④	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3②、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
単年度損益 第6号様式⑦又は別表5⑫	⑤		差引	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$	⑦		$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の ④× $\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇業者給与等支給増加額 別表5の6⑭	⑩						
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪						

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があった場合の理由等				

〔第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本工業規格A4・ローズ色）（第五条関係）別紙十三二〕

法人名	法人番号	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
		事業年度	平成	年	月	日から	平成	年

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人		特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人							
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑲、⑳若しくは㉑	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人		非課税事業をあわせて行う法人							
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩) / 同表⑤	⑬	%
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
差引 ⑤-⑥	⑦						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	⑮	
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧								
再差引 ⑦-⑧	⑨								
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係												
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑮	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮						法附則第9条第1項に係る額 ⑮×2	⑯					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑯						法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第14項関係						
仮計 ⑬+⑮-⑯	⑰						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑰-⑱)	⑲	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	⑲					
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	⑳				円	
仮計 ⑰+⑱	⑱						総資産価額	㉑					
⑰と⑱のいずれか大きい額	㉑						平成28年改正法附則第5条第14項に係る額	㉒	兆	十億	百万	千	円
							課税標準の特例に係る控除額 (⑲×⑳)、(⑲×㉑/㉒)又は㉓	㉓					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑						期末の総従業員数	㉒	
差引 ⑳-㉑	㉑						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉒						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉓	人
控除額計 ㉑+㉒	㉓						国内における事務所又は事業所の期末の従業 者数	㉔	

〔第六号様式別表五の二の三（提出用）〕

（用紙日本工業規格A4・ロース色）

（第五条関係）

別紙十七

雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

〔第六号様式別表五の六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）別紙十九〕

1. 雇用者給与等支給増加額等の計算

雇用者給与等支給額	①	円	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{③}{②}$	④	
基準雇用者給与等支給額 ⑪	②		比較雇用者給与等支給額 ⑮	⑤	円
雇用者給与等支給増加額 $\frac{①-②}{①}$ (マイナスの場合は0)	③		平均給与等支給額 (②のイ)	⑥	
			比較平均給与等支給額 (②のロ)	⑦	
基準雇用者給与等支給額の計算					
基準事業年度又は 基準連結事業年度等	⑧	円	国内雇用者に対する 給与等の支給額 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑧の基準事業年度又は基準連結事業年度の月数}}$	⑨	円
基準雇用者給与等支給額 $⑧ \times ⑩$			⑩	⑪	
平 平	・ ・	円	—		円
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	⑫	円	国内雇用者に対する 給与等の支給額 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑫の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	⑬	円
比較雇用者給与等支給額 $⑬ \times ⑭$			⑭	⑮	
平 平	・ ・	円	—		円
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算					
		平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算	
		適用年度		前事業年度又は前連結事業年度	
		(イ)		(ロ)	
雇用者給与等支給額	⑯	円	⑰	⑱	円
同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	⑲				
同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	⑳				
継続雇用者給与等支給額 $⑲ - ⑳$	㉑				
月別支給対象者の合計数	㉒		人		人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{㉑}{㉒}$	㉓		円		円

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	㉔	円	㉕又は(㉔×75%)のうち小さい額	㉖	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3⑨	㉗		控除額 $\frac{③ \times ㉔}{㉔ + ㉕}$	㉘	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑩	㉙				
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額	㉚	円	国内における所得等課税事業に 係る期末の従業者数	㉛	人
控除額 $\frac{③ \times ㉚}{㉚ + ㉛}$ 、 $\frac{㉔ \times ㉚}{㉚ + ㉛}$ 又は $\frac{㉔ \times ㉚}{㉚ + ㉛}$	㉜		国内における事務所又は事業所の 期末の従業者数	㉝	
雇用安定控除額がある法人					
収益配分額 別表5の2④	㉞	円	控除額 $\frac{③ \times (㉞ - ㉟)}{㉞}$ 、 $\frac{㉔ \times (㉞ - ㉟)}{㉞}$ 又は $\frac{㉔ \times (㉞ - ㉟)}{㉞}$	㉟	円
雇用安定控除額 別表5の2⑨	㊱				

3. 付加価値額から控除する雇用者給与等支給増加額

控除額 ③、㉖、㉘又は㉟	㊲	円
-----------------	---	---

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで	法人名	
------	----	---	---	---	----	----	---	---	---	----	-----	--

「第六号様式別表五の七（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）別紙二十一」

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2⑪	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式③③	④				
	年400万円以下の金額 第6号様式③④	⑤	0 0 0		円 0 0	円 0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式③⑤	⑥	0 0 0		0 0	0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式③⑥	⑦	0 0 0		0 0	0 0
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式③⑦	⑧	0 0 0		0 0	0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式③⑧	⑨	0 0 0		0 0	0 0
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式④⑨	⑩				
	付加価値額 第6号様式④⑩	⑪	0 0 0		円 0 0	円 0 0
資本金割	資本金等の額総額 第6号様式④⑪	⑫				
	資本金等の額 第6号様式④⑫	⑬	0 0 0		円 0 0	円 0 0
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0 0		0 0
差引		(⑭のイ)-(⑭のロ)	⑮	0 0		

3. 平成27年改正法附則第8条第2項から第5項までの控除額に関する計算

③が30億円以下の場合の控除額	⑮ / 2	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮ × (40億円 - ③) / 20億円	⑰	0 0

4. 平成28年改正法附則第5条第2項から第5項までの控除額に関する計算

③が30億円以下の場合の控除額	⑮ × 3 / 4	⑱	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮ × (3 × (40億円 - ③)) / 40億円	⑲	0 0

収入金額に関する計算書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名	
----------	----------	--------	--------	------------	-----	--

摘 要		金 額
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額	円
		計
控除される金額		
		計
	差 引 計	①-② ③
	法附則第9条第8項の規定による控除額	④
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤
	法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥
	計	③-④-⑤-⑥ ⑦

〔第六号様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）別紙二十三〕

収入金額に関する計算書

事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名	
------	----------	--------	--------	------------	-----	--

〔第六号様式別表八（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）〕

1. 損害保険会社又は外国損害保険会社等の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	船舶保険①	円	$\frac{25}{100}$	円
	運送及び積荷保険②		$\frac{45}{100}$	
	自動車損害賠償責任保険③		$\frac{10}{100}$	
	地震保険④		$\frac{20}{100}$	
	火災保険⑤		$\frac{40}{100}$	
	上記以外の損害保険⑥		$\frac{40}{100}$	
	合計 ①+②+③+④+⑤+⑥ ⑦			

収入金額に関する明細書

保険の種類	収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑧	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ⑨	正味収入保険料 ⑧-⑨ ⑩
船舶保険⑪	円	円	円
運送保険			
積荷保険			
小計⑫			
自動車損害賠償責任保険⑬			
地震保険⑭			
火災保険⑮			
上記以外の損害保険			
その他の保険			
小計⑯			
合計			

別紙二十五

2. 少額短期保険業者の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険 ⑰	円	$\frac{16}{100}$	円
	保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険 ⑱		$\frac{26}{100}$	
合計 ⑰+⑱ ⑲				

収入金額に関する明細書

保険の種類	収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑳	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ㉑	正味収入保険料 ㉒-㉑ ㉒
保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険	円	円	円
保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険			
合計			

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人 名
----------	----------	--------	--------	------------	---------

控除前所得金額 第6号様式②-(別表10⑨又 は⑪)		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{50、55、60、65又は100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	円	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の④の合計額)のうち少ない金額)</small>	翌期繰越額⑤ <small>(③-④)又は別表11⑰)</small>	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						
当 期 分 同 上 の う ち	欠損金額等・災害損失金					
	災害損失金					円
	青色欠損金					
合計						
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日	平成 年 月 日			
当期の欠損金額⑥		円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧)⑨			円
災害により生じた損 失の額⑦			繰越控除の対象とな る損失の額(⑥と⑨)⑩ のうち少ない金額)			
保険金又は損害賠償 金等の額⑧						

〔第六号様式別表九(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)別紙二十七〕

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額 ①	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑳又は別表5㉔)-⑦ ⑨
	私財提供を受けた金銭の額 ②		⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑳又は別表5㉔) ⑩
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額 ③	当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額 ⑪
	計 (①+②+③) ④		④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額 ⑫
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等 ⑤	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計) ⑬	
	適用年度終了の時における資本金等の額 (プラスの場合は0) ⑥	△	欠損金額等からないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額) ⑭
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計) ⑦	/	
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦) ⑧		

〔第六号様式別表十一〕(用紙日本工業規格A4) (第五条関係) 別紙二十九

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と(⑭-当該発生事業 年度前の⑮の合計額)のうち少ない金額)	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
計			

共同事業を営むための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	平成 年 月 日
対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人	支配関係発生日	平成 年 月 日

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算						
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等
		被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤	(①の金額)	支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額	支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と⑧-⑩のうち少ない金額	②、③又は④
		①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合			
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額
		支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤	⑬の金額を⑥の古いものから順次振当	支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等	別表12の⑫	⑭の金額を⑨の古いものから順次振当
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 (⑫の(イ)-⑬の(イ))-(⑫の(ロ)-⑬の(ロ))	⑪	円	制限対象金額 ⑫-⑪	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計	⑫		簿価純資産超過額 (⑫の(ロ)-⑬の(ロ))-(⑫の(イ)-⑬の(イ))	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資		産		負債	
名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
	⑮	円		⑲	円
	⑯			⑳	
	⑰			㉑	
	⑱		計	㉒	
				計	㉓

〔第六号の二様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）別紙三十三〕

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印				
受付印 平成 年 月 日		法人番号			申告年月日 年 月 日	
所在地 <small>（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）</small>	事業種目 （電話 ）					
法人名 <small>（ふりがな）</small>	期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆	十億	百万	千円
代表者氏名印 <small>（ふりがな）</small>	代表者氏名 <small>（ふりがな）</small> 經理責任者氏名		期末現在の資本金等の額			

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書 ※

	課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 （法人税の申告書（別表19）の(11)）	①	兆	十億	百万	千円	000
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額	②					000
	法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$	③					00
	③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④					00
	この申告により納付すべき法人税割額 ③-④	⑤					00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦					
	市町村分の課税標準額	⑧					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨					

関与税理士 署名押印	（電話 ）
---------------	-------

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度又は
連結事業年度
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
法人名

第七号の二様式別表一 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の二関係) 別紙三十五

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算					
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①-⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①+②+③-⑥)又は③のうち少ない金額) ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑤-⑥)又は④のうち少ない金額) ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④			計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	
	計 ①+②+③+④ ⑤			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤ ⑪	
当期の控除対象外国税額 ⑥					

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細														
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額				
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と 前 期 の 繰越額	翌 期 の 繰越額		
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 の 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 の 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 の 繰越額					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円			円			円			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで														
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで														
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで														
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで														
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲			
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲ の 額	⑧の額	⑲の額	⑧-⑲ の 額	⑨の額	⑲の額	⑨-⑲ の 額	⑩の額	⑬+⑱+ ⑲の 額	⑩-(⑬+ ⑱+ ⑲) の 額		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑩に 充てられる額 ⑳			⑬ 円			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額			国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓		円
	道 府 県 民 税	⑭のうち⑩に 充てられる額 ㉑			⑮						道 府 県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔		
	市 町 村 民 税	⑯のうち⑩に 充てられる額 ㉒			⑰						市 町 村 民 税	⑱-㉓-㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕		
							計				㉓+㉔+㉕ ㉖		⑲	

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から	法人 名
	平成 年 月 日まで	

〔第七号の二様式別表三（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）別紙三千七〕

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日：平成 年 月 日 被合併法人等の名称：									
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人 等の控除余 裕額	分割法人等 の国外所得 金額又は個 別国外所得 金額	②のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除余裕額 とみなされ る金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人 等の控除限 度額を超え る外国税額	分割法人等 の外国の法 人税等の額	⑥のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除限度額 を超える外 国税額とみ なされる金 額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
平成 年 月 日から	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控 除余裕額 (前期の別表1の 「控除余裕額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除余裕額とみ なされる金額 ④	当該法人の調 整後の控除余 裕額 ⑨+⑩	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 (前期の別表1の 「控除限度額を 超える外国税額」 の「翌期繰越額」)	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 とみなされる 金額 ⑧	当該法人の調 整後の控除限 度額を超える 外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
平成 年 月 日から	国 税	円	円	円	円	円	円		
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								
平成 年 月 日から	国 税								
平成 年 月 日まで	道府県民税								
	市町村民税								

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成	年	月	日から	法人名
	平成	年	月	日まで	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
 適格分割等の日：平成 年 月 日
 分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区 分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の国外所 得金額又 は個別国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{1} \times \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{2}}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $\textcircled{1} - \textcircled{4}$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $\textcircled{6} \times \frac{\textcircled{8}}{\textcircled{7}}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $\textcircled{6} - \textcircled{9}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	道府県民税										
	市町村民税										
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

第七号の二様式別表四（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）
別紙三十九

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から	法人 名	
	平成 年 月 日まで		

被合併法人等の控除未済外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日：平成 年 月 日				
被合併法人等の名称：				
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額	分割法人等の国外所得金 額又は個別国外所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国 税額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
平成 年 月 日から	円	円	円	円
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
当該法人の調整後の控除未済外国税額の計算				
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額 (前期の第7号の2様式(その1)⑮)	当該法人の控除未済外国税額とみ なされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国 税額	
	⑤	④	⑤+⑥	
平成 年 月 日から	円	円	円	
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から	法人 名
	平成 年 月 日まで	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
 適格分割等の日：平成 年 月 日
 分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の国外所得 金額又は個別国外所 得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額	当該法人の調整後の 控除未済外国税額
	①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					

「第七号の二様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）別紙四十五」

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から	法人 名
	平成 年 月 日まで	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日：平成 年 月 日 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の国外所得 金額又は個別国外所 得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額	当該法人の調整後の 控除未済外国税額
	①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から	円	円	円	円	円
平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から					
平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から					
平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から					
平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から					
平成 年 月 日まで					

第七号の二様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係） 別紙四十七

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで	法人名	
------------------	----------	--------	--------	--------	----------	-----	--

「第七号の三様式（用紙日本工業規格A4）（附則第二条の六・第三条関係）」

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額 円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ) 円	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

別紙四十九

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×10/100	⑧		控除額 ⑫×5/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式④⑤-第6号様式④⑥	⑨	00	東京都に申告する 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩		控除額 ⑭×20/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			控除額 ⑯×5/100	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式⑦-第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

（東京都の場合）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書	整理番号	
平成 年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	
知事殿		通 信 日 付 印	確 認 印
所在地及び電話番号	〒 (電話)		
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)		
(ふりがな) 代表者氏名印			
経理責任者氏名印			
資本金の額又は 出資金の額	円		

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)	
平成 年 月 日から 事業年度分 から法人税の 確定申告書 平成 年 月 日までの 連結事業年度分 連結確定申告書	の提出期限の延長について
(下記のとおり延長の処分があった 下記のとおり指定に係る月数が変更された 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった)	
記	
確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間	() 月間
変更後の指定に係る月数	() 月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請	
平成 年 月 日から 事業年度分 から事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限を 平成 年 月 日まで	の提出期限を
延長したいので申請します。	
1 申告書の提出期限の延長期間	指定を要しない場合 1 月間 (連結申告法人は2 月間) 指定を要する場合 () 月間
2 申告書の提出期限まで (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から3 月以内) に決算が確定しない理由 (連結申告法人にあっては、申告書の提出期限まで (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4 月以内) に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由)	
----- ----- ----- -----	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関与税理士署名押印	(電話)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

〔第二十号様式別表一の二（入力用）〕

整理番号	事務所	区分 A	管理番号	申告区分 24
法人番号			37	
申告年月日	25	44	49	
38	43	50	55	
12		56	69	
B		予備		

（用紙日本工業規格A4・セピア色）

（第十条関係）

別紙五十五

12
B
使途秘匿金税額等

01		02	
03		04	
05		06	
07		08	
09		10	
11		12	
13		14	
15		16	
17		18	
19		20	
		21	

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印			
受付印 平成 年 月 日			法人番号 申告年月日		殿
所在地 <small>（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）</small> （電話）		事業種目			
法人名 （ふりがな）		期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円	
代表者氏名印 （ふりがな）		期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円	
代表者氏名印 （ふりがな）		経理責任者氏名 （ふりがな）			

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書 ※

摘要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 （法人税の申告書）及びその法人税割額 （別表19の(11)）	① 十億 百万 千 円 000		00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 $(\frac{①}{⑤} \times ⑥)$	② 000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ①-③又は②-③	④		00
全従業者数	⑤	人	
		当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数	⑥
⑥の内訳	事務所又は事業所		従業者数
	名称	所在地	人
⑦			

関与税理士 署名押印	（電話）
---------------	------

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

「第二十号の様式別表一（用紙日本工業規格A4）（第十条関係）別紙五十九」

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
当期の控除対象外国税額 ⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤	円

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額	
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円		円	円		円	円		円	円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円			円			円			円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで													
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで													
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで													
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで													
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲		
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲ の 額	⑧の額	⑳の額	⑧-⑳ の 額	⑨の額	㉑の額	⑨-㉑ の 額	⑩の額	⑬+⑮+ ⑰の額	⑩-(⑬+ ⑮+⑰) の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑩に 充てられる額 ㉒			⑬			国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓			円	
	道 府 県 民 税	⑭のうち⑩に 充てられる額 ㉑			⑮			道 府 県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔				
	市 町 村 民 税	⑯のうち⑩に 充てられる額 ㉒			⑰			市 町 村 民 税	⑱-㉓-㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕				
		計	⑲+⑳+㉑ ㉖			⑰			計	㉓+㉔+㉕ ㉖			⑲

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------------------	--------------------------	-----

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
 適格分割等の日：平成 年 月 日
 分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の国外所得 金額又は個別国外所 得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 $① \times \frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額 $① - ④$
	①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					

〔第二十号の四様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第十条関係）別紙六十七〕

Table with columns: 発行年月日 (発行日付印, 確認印), 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分

受付印

Header section containing: 平成 年 月 日 法人番号, 事業種目, 期末現在の資本金の額又は出資金の額, 法人名, 代表者

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度又は連結事業年度の道府県民税の申告書

Main table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, 法人税額, 道府県民税額, 東京城都の申告計算, 還付請求, 所得金額の計算の内訳, 法人税の申告書の種類, 翌期の中間申告の要否, 国外関連者の有無

署名押印, 関与税理士, (電話)

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	37

申告基礎	00					38	申告年月日	43
							年 月 日	

12	B	期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)	85				
----	---	---	----	--	--	--	--

86	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額				
87	期末現在の資本金等の額				

44	事業年度又は連結事業年度		49		50		55
----	--------------	--	----	--	----	--	----

12	B	26			
		27			000
		28			000
		29			000
		30			000
		31			000
		32			
		33			000
		34			
		35			000
		36			
		37			000

12	B	74			00
		75			00
		76			00
		77			00
		78			00

79				00
----	--	--	--	----

80				00
----	--	--	--	----

81				00
----	--	--	--	----

38				00
----	--	--	--	----

39				00
----	--	--	--	----

41				
----	--	--	--	--

43				00
----	--	--	--	----

45				00
----	--	--	--	----

47				00
----	--	--	--	----

49				00
----	--	--	--	----

51				
----	--	--	--	--

82				00
----	--	--	--	----

83				00
----	--	--	--	----

54				00
----	--	--	--	----

56				00
----	--	--	--	----

58				
----	--	--	--	--

60				
----	--	--	--	--

62				
----	--	--	--	--

63				
----	--	--	--	--

64				
----	--	--	--	--

65				
----	--	--	--	--

66				
----	--	--	--	--

67				
----	--	--	--	--

68				
----	--	--	--	--

69				
----	--	--	--	--

70				
----	--	--	--	--

56	予備	84			
		01			
		02			
		03			
		04			
		05			000
		06			000
		07			
		08			
		09			
		10			
		11			00
		12			00
		13			
		14			00
		15			
		16			00
		17			00
		18			00
		19			00
		20			
		21			
		22			000
		23			
		24			000
		25			
		71			

72	法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額 収入金額課税された事業に係る所得金額 又は個別所得金額			
73				

12	B	88	益割	益割	
住	民	税	総数	89	
			本県分	90	
			東京都 市町村分	91	
事	業	税	1 総数	92	
			1 本県分	93	
			2 総数	94	
2 本県分	95				
3 総数	96				
3 本県分	97				

売上高	総数	98		
軌道又は 鉄道	99			

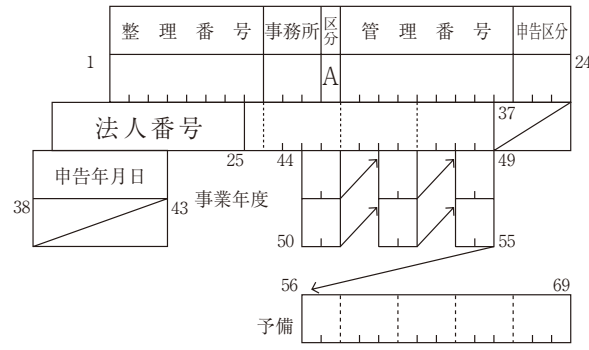
〔第六号様式別表一の二（提出用）〕

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事 業 年 度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで

外国法人の法人税割額に関する計算書

	法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算（イ）				法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算（ロ）			
	兆	十億	百万	千円	兆	十億	百万	千円
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①							
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②							
還付法人税額等の控除額	③							
課税標準となる法人税額 ①+②-③	④							
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑤							
法人税割額（④又は⑤× $\frac{100}{100}$ ）	⑥							
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑦							
外国の法人税等の額の控除額	⑧							
差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧	⑨							
計					⑩			

（用紙日本工業規格A4・セピア色）
（第三条・第十条の二関係）
別紙六



〔第六号様式別表五（入力用）〕

（用紙日本工業規格A4・セピア色）

（第五条関係）

別紙十二

12

B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				

法人名	法人番号	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		事年	業度	平成	年	月	日から
							日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3④	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		⑫×⑬	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3②、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
単年度損益 第6号様式⑥⑦又は別表5⑫	⑤		差引	⑯	⑭-⑮		
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		⑰のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額	⑱	$\times \frac{50}{100}$		
雇用額の ④× $\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	⑱のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額	⑲	$\times \frac{25}{100}$		
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額	⑳	⑰+⑱+⑲		
雇業者給与等支給増加額 別表5の6⑯	⑩						
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪						

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があった場合の理由等				

〔第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本工業規格A4・ローズ色）（第五条関係）別紙十四〕

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	事年	業度	平成 平成	年 年	月 月

第六号様式別表五の二の三 (提出用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳若しくは㉑ ①	兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数 ③	人
期末の総従業員数 ④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人	
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭ ⑤	兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩ ⑥	
差引 ⑤-⑥ ⑦	
外国の事業に係る控除額 (㉗×別表5の2の2⑩/同表⑫) 又は(㉗×別表5の2の2⑬/同表⑭) ⑧	
再差引 ⑦-⑧ ⑨	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮ ⑩	
課税標準の特例に係る控除額 ⑪	
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪ ⑫	
特定内国法人	
特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤ ⑬	%
非課税事業をあわせて行う法人	
国内における非課税事業に係る期末の従業員数 ⑭	人
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数 ⑮	

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3⑭ ⑯	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算 ⑰	資本金の額 別表5の2下表1⑭ ⑳
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 ⑱	法附則第9条第1項に係る額 ⑳×㉑ ㉒
仮計 ⑯+⑰-⑱ ⑲	法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係
資本金の額 別表5の2下表1⑭ ㉑	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑲-⑲) ㉒
資本準備金の額 ㉑	課税標準の特例に係る控除割合 ㉓
仮計 ㉑+㉑ ㉒	未収金の帳簿価額 ㉔
⑲と㉒のいずれか大きい額 ㉓	総資産価額 ㉕
	平成28年改正法附則第5条第11項に係る額 ㉖
	課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉓)、(㉖×㉔/㉕)又は㉗ ㉘

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭ ㉙	兆 十億 百万 千 円
外国の事業に係る控除額 ㉙×㉚/㉛ ㉜	
差引 ㉙-㉜ ㉝	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉜×㉞/㉟ ㊱	
控除額計 ㉜+㊱ ㊲	
外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	
⑳	人
期末の総従業員数	
㉞	
非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人	
国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	
㉟	人
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	
㊱	

別紙十八

雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名	
------	----------	--------	--------	------------	-----	--

〔第六号様式別表五の六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）別紙二十〕

1. 雇用者給与等支給増加額等の計算

雇用者給与等支給額	①	円	平均給与等支給額 (23のイ)	⑥	円
基準雇用者給与等支給額 ⑬	②		比較平均給与等支給額 (23のロ)	⑦	
雇用者給与等支給増加額 ①-② (マイナスの場合は0)	③		平均給与等支給増加額 ⑥-⑦ (マイナスの場合は0)	⑧	
雇用者給与等支給増加割合 ③/②	④		平均給与等支給増加割合 ⑧/⑦	⑨	
比較雇用者給与等支給額 ⑰	⑤	円			
基準雇用者給与等支給額の計算					
基準事業年度又は 基準連結事業年度等	国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 ⑩の基準事業年度又は 基準連結事業年度の月数		基準雇用者給与等支給額 ⑪×⑫
⑩	⑪		⑫		⑬
平 平	円		—		円
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 ⑭の前事業年度又は 前連結事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 ⑮×⑯
⑭	⑮		⑯		⑰
平 平	円		—		円
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算					
			平均給与等支給額の計算 適用年度 (イ)		比較平均給与等支給額の計算 前事業年度又は前連結事業年度 (ロ)
雇用者給与等支給額	⑱	①	円	⑮	円
同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	⑲				
同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	⑳				
継続雇用者給与等支給額 ⑲-⑳	㉑				
月別支給対象者の合計数	㉒		人		人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ㉑/㉒	㉓		円		円

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑳	円	㉕又は(㉖×75%)のうち小さい額	㉗	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	㉔		控除額 ③×㉔/(㉔+㉗)	㉘	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	㉖				
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額	㉙	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉚	人
控除額 ③×㉙/①、 ㉘×㉙/①、③×㉚/㉛又は㉘×㉚/㉛	㉛		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉜	
雇用安定控除額がある法人					
収益配分額 別表5の2④	㉝	円	控除額 ③×(㉝-㉞)/㉝、 ㉘×(㉝-㉞)/㉝又は㉚×(㉝-㉞)/㉝	㉟	円
雇用安定控除額 別表5の2⑨	㉞				

3. 付加価値額から控除する雇用者給与等支給増加額

控除額 ③、㉘、㉛又は㉟	㊱	円
-----------------	---	---

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで	法人名	
----------	----------	--------	--------	--------	----------	-----	--

〔第六号様式別表五の七（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）別紙二十二〕

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘 要			課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式②⑥	④					
	年400万円以下の金額 第6号様式②⑦	⑤	0 0 0		円 0 0		円 0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式②⑧	⑥	0 0 0		0 0		0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式②⑨	⑦	0 0 0		0 0		0 0
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式②⑩	⑧	0 0 0		0 0		0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式②⑪	⑨	0 0 0		0 0		0 0
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式③②	⑩					
	付加価値額 第6号様式③③	⑪	0 0 0		円 0 0		円 0 0
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式③④	⑫					
	資本金等の額 第6号様式③⑤	⑬	0 0 0		円 0 0		円 0 0
仮計			⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0 0		0 0
差引			(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))	⑮	0 0		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮×3/4	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40億円-③))/40億円	⑰	0 0

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/2	⑱	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/20億円	⑲	0 0

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/4	⑳	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/40億円	㉑	0 0

収入金額に関する計算書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名	
----------	----------	--------	--------	------------	-----	--

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑦
	計	③-④-⑤-⑥-⑦	⑧

〔第六号様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）別紙二十四〕

収入金額に関する計算書

事業年度	平成	年	月	日から	法人名	
	平成	年	月	日まで		

〔第六号様式別表八（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）別紙二十六〕

1. 損害保険会社又は外国損害保険会社等の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類		収入金額	率	課税標準
	船舶保険①		円	$\frac{25}{100}$	円
	運送及び積荷保険②			$\frac{45}{100}$	
	自動車損害賠償責任保険③			$\frac{10}{100}$	
	地震保険④			$\frac{20}{100}$	
	火災保険⑤			$\frac{40}{100}$	
	上記以外の損害保険⑥			$\frac{40}{100}$	
	合計 ①+②+③+④+⑤+⑥ ⑦				
収入金額に関する明細書					
保険の種類		収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑧	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ⑨	正味収入保険料 ⑧-⑨ ⑩	
船舶保険⑪		円	円	円	
運送保険					
積荷保険					
小計⑫					
自動車損害賠償責任保険⑬					
地震保険⑭					
火災保険⑮					
上記以外の損害保険	その他の保険				
	小計⑯				
	合計				

2. 少額短期保険業者の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類		収入金額	率	課税標準
	保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険 ⑰		円	$\frac{16}{100}$	円
	保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険 ⑱			$\frac{26}{100}$	
合計 ⑰+⑱ ⑲					
収入金額に関する明細書					
保険の種類		収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑳	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ㉑	正味収入保険料 ⑳-㉑ ㉒	
保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険		円	円	円	
保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険					
合計					

3. 株式会社日本貿易保険の収入金額に関する計算

課税標準の計算㉓	収入金額		率	課税標準
			円	$\frac{15}{100}$
収入金額に関する明細書				
収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ㉔		支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ㉕		正味収入保険料 ㉔-㉕ ㉖
		円	円	円

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで	法人 名
----------	----------	--------	--------	--------	----------	---------

控除前所得金額 第6号様式⑥-(別表10⑨又 は⑫)		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{50、55、60又は100}{100}$	②	円
事業年度	区 分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	円	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の④の合計額)のうち少ない金額)</small>	翌期繰越額⑤ <small>(③-④)又は別表11⑰)</small>	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						
当 期 分 同 上 の う ち	欠 損 金 額 等 ・ 災 害 損 失 金					
	災 害 損 失 金					円
	青 色 欠 損 金					
合 計						
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 計 算						
災 害 の 種 類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日	平成 年 月 日			
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧)⑨	円			
災害により生じた損 失の額⑦		繰越控除の対象とな る損失の額(⑥と⑨)⑩ のうち少ない金額)				
保険金又は損害賠償 金等の額⑧						

「第六号様式別表九(用紙日本工業規格A4)(第五条関係) 別紙二十八

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 法人名

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑬の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等 (⑤－⑥－⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③－④)	欠損金額等からないものとする金額 (当該発生事業年度の⑬と(⑭－当該発生事業年度前の⑬の合計額)のうち少ない金額)	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮－⑯)
	⑮	⑯	⑰
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
計			

〔第六号様式別表十一(用紙日本工業規格A4) (第五条関係) 別紙三十〕

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

「第六号様式別表十三の二（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）別紙三十二」

適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	平成 年 月 日
対象法人の別	被合併法人等（名称： ）・当該法人	支配関係発生日	平成 年 月 日

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算							
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等
			(①の金額)	(②の金額)	(③の金額)	(④の金額)	(⑤の金額)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金						
計							

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合			
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤〕	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 〔⑬の金額を⑥の古いものから順次振当〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額 別表12の⑫	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔⑭の金額を⑨の古いものから順次振当〕
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			円		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 〔⑫の(イ)－⑬の(イ)〕－〔⑫の(ロ)－⑬の(ロ)〕	⑪	円	制限対象金額 ⑫－⑪	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計	⑭		簿価純資産超過額 〔⑫の(ロ)－⑬の(ロ)〕－〔⑫の(イ)－⑬の(イ)〕	⑮	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資 産			負 債		
名称等	時 価	帳簿価額	名称等	時 価	帳簿価額
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
⑮	円	円	⑰	円	円
⑯			⑱		
⑰			⑲		
⑰			計	⑳	
⑱			計	㉑	

〔第六号の二様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）別紙三十四〕

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印				
受付印	平成 年 月 日			法人番号	申告年月日	
					年 月 日	
所在地 <small>（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）</small>	事業種目					
(ふりがな)	(電話)					
法人名	期末現在の資本金の額 又は出資金の額			兆	十億	百万
	期末現在の 資本金等の額			千	円	
代表者 氏名印	(ふりがな)					
	経理責任者 氏名					

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書 ※

	課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表19)の(12))	①	兆	十億	百万	千	円
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額	②					000
	法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$	③					00
	③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④					00
	この申告により納付すべき法人税割額 ③-④	⑤					00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦					
	市町村分の課税標準額	⑧					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨					

関与税理士 署名押印	(電話)
---------------	------

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

第七号の様式別表一 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の一関係) 別紙三十六

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
当期の控除対象外国税額 ⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤	円

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道府県民税			市町村民税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 とみな す額	翌 期 繰越額
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 繰越額			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円		円	円		円	円		円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円			円			円			円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲ の 額	⑧の額	⑲の額	⑧-⑲ の 額	⑨の額	⑲の額	⑨-⑲ の 額	⑩の額	⑬+⑮+ ⑰の 額	⑩-(⑬+ ⑮+⑰) の 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑩に 充てられる額 ⑳			⑬			国 税			⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓	
	道府県 民 税	⑭のうち⑩に 充てられる額 ㉑			⑮			道府県 民 税			⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔	
	市町村 民 税	⑯のうち⑩に 充てられる額 ㉒			⑰			市町村 民 税			⑱-㉓-㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕	
								計			㉓+㉔+㉕ ㉖	

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成	年	月	日から	法人名
	平成	年	月	日まで	

「第七号の様式別表四（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の一関係）」

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
 適格分割等の日：平成 年 月 日
 分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の調整国 外所得金 額又は個 別調整国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $① \times \frac{③}{②}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $① - ④$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $⑥ \times \frac{⑧}{⑦}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $⑥ - ⑨$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成 年 月 日から	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日まで	道府県民税										
	市町村民税										
平成 年 月 日から	国 税										
平成 年 月 日まで	道府県民税										
	市町村民税										
平成 年 月 日から	国 税										
平成 年 月 日まで	道府県民税										
	市町村民税										
平成 年 月 日から	国 税										
平成 年 月 日まで	道府県民税										
	市町村民税										
平成 年 月 日から	国 税										
平成 年 月 日まで	道府県民税										
	市町村民税										

別紙四十

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から	法人名
	平成 年 月 日まで	

「第七号の二様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）別紙四十二」

被合併法人等の控除未済外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日：平成 年 月 日				
被合併法人等の名称：				
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額	分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国 税額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
平成 年 月 日から	円	円	円	円
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
当該法人の調整後の控除未済外国税額の計算				
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額 (前期の第七号の二様式(その1)⑮)	当該法人の控除未済外国税額とみ なされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国 税額	
	⑤	④	⑥	⑦
平成 年 月 日から	円	円	円	円
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から	法人名
	平成 年 月 日まで	

「第七号の二様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）別紙四十四」

被合併法人等の控除未済外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日：平成 年 月 日				
被合併法人等の名称：				
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額	分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国 税額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
平成 年 月 日から	円	円	円	円
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
当該法人の調整後の控除未済外国税額の計算				
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額 (前期の第七号の二様式(その2)⑯)	当該法人の控除未済外国税額とみ なされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国 税額	
	⑤	④	⑥	⑦
平成 年 月 日から	円		円	円
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------------------	--------------------------	-----

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：平成 年 月 日
分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額 ①-④
	①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					

「第七号の様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）別紙四十六」

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	平成	年	月	日から	法人名
	平成	年	月	日まで	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
 適格分割等の日：平成 年 月 日
 分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額 ①-④
	①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					

「第七号の様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）別紙四十八」

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	法人名	
------------------	----------------------------	-----	--

〔第七号の三様式（用紙日本工業規格A4）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）別紙五十〕

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ) ⑦		円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ) ⑫		円
控除額 ⑦×10/100 ⑧			控除額 ⑫×5/100又は⑮+⑰ ⑬		
控除対象事業税額 第6号様式⑳ - 第6号様式㉑ ⑨	00		特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ) ⑭		
税額控除上限額 ⑨×20/100 ⑩			特別区分 控除額 ⑭×20/100 ⑮		
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額 ⑪			市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ) ⑯		
			市町村分 控除額 ⑯×5/100 ⑰		
			控除対象法人税割額 第6号様式㉒ - 第6号の2様式③ ⑱		
			税額控除上限額 ⑱×20/100 ⑲		
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額 ⑳		

（東京都の場合）

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事 年	業 度	平成 平成	年	月	日から 日まで

外国法人の法人税割額に関する計算書

	法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算（イ）					法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算（ロ）				
	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①									
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②									
還付法人税額等の控除額	③									
課税標準となる法人税額 ①+②-③	④									
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑤									
法人税割額（④又は⑤× $\frac{100}{100}$ ）	⑥									
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦									
外国の法人税等の額の控除額	⑧									
差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧	⑨									
計						⑩				

「第二十号の二様式（提出用）」（用紙日本工業規格A4・紫色）（第十条関係）別紙五十八

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印			

受付印	平成 年 月 日		法人番号	申告年月日
				年 月 日
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話)		事業種目	
法人名 <small>(ふりがな)</small>			期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
代表者氏名印 <small>(ふりがな)</small>	經理責任者氏名 <small>(ふりがな)</small>		期末現在の資本金等の額	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課 税 標 準	法 人 税 割 額	
		税率(100)	税 額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書)及びその法人税割額 <small>(別表19の(12))</small>	①	0.00	00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 $(\frac{①}{⑤}) \times ⑥$	②	0.00	00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ①-③又は②-③	④		00

全 従 業 者 数	⑤	人	当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数	⑥	人
-----------	---	---	--------------------------	---	---

⑥ の 内 訳	事 務 所 又 は 事 業 所		従業者数
	名 称	所 在 地	
⑦			人

関与税理士署名押印	(電話)
-----------	-------

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

〔第二十号の四様式別表一（用紙日本工業規格A4）（第十条関係）〕

別紙六十

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤ ⑩

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円		円	円		円	円		円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円			円			円			円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲ の 額	⑧の額	⑳の額	⑧-⑳ の 額	⑨の額	㉑の額	⑨-㉑ の 額	⑩の額	⑬+⑮+ ⑰の額	⑩-(⑬+ ⑮+⑰) の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑩に 充てられる額 ㉒			⑬			国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓			
	道 府 県 民 税	⑭のうち⑩に 充てられる額 ㉑			⑮			道 府 県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔			
	市 町 村 民 税	⑯のうち⑩に 充てられる額 ㉒			⑰			市 町 村 民 税	⑱-㉓-㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕			
		計	⑲+⑳+㉑			⑰			計	㉓+㉔+㉕		

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------------------	--------------------------	-----

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
 適格組織再編成の日：平成 年 月 日
 被合併法人等の名称：

被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人 等の控除余 裕額	分割法人等 の調整国外 所得金額又 は個別調整 国外所得金 額	②のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除余裕額 とみなされ る金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人 等の控除限 度額を超え る外国税額	分割法人等 の外国の法 人税等の額	⑥のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除限度額 を超える外 国税額とみ なされる金 額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税								
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税								
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税								
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税								
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控 除余裕額 (前期の別表1の 「控除余裕額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除余裕額とみ なされる金額 ④	当該法人の調 整後の控除余 裕額 ⑨+⑩	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 とみなされる 金額 ⑧	当該法人の調 整後の控除限 度額を超える 外国税額 ⑫+⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税						
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	国 税 道府県民税 市町村民税						

適格合併等に係る合併法人等の調整後の
控除未済外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から	法人名
	平成 年 月 日まで	

「第二十号の四様式別表五（用紙日本工業規格A4）（第十条関係）別紙六十六」

被合併法人等の控除未済外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算				
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資				
適格組織再編成の日：平成 年 月 日				
被合併法人等の名称：				
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額	分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額	②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額	当該法人の控除未済外国 税額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①	②	③	④
平成 年 月 日から	円	円	円	円
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
当該法人の調整後の控除未済外国税額の計算				
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済外国税額 (前期の第20号の4様式⑬)	当該法人の控除未済外国税額とみ なされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国 税額	
	⑤	④	⑤+⑥	
平成 年 月 日から	円	円	円	
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで				

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------------------	--------------------------	-----

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：平成 年 月 日

分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 $① \times \frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額 $① - ④$
	①	②	③	④	⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					

「第二十号の四様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第十条関係）別紙六十八」